

免税制度改正に関するご案内

令和4年度税制改正により、輸出物品販売場制度について以下の改正が行われました。

令和5年（2023年）4月以降は、海外に居住されている日本人の方については、以下1・2の両方を満たす方が免税購入の対象となります。

1. 国内以外の地域に引き続き2年以上住所または居所を有することが「在留証明（※1）」または「戸籍の附票の写し（※2）」で確認（※3）できること
2. 「在留証明（※1）」または「戸籍の附票の写し（※2）」が、最後に日本に帰国した日から起算して6ヶ月前の日以後に作成されたこと

（※1）居住国の日本大使館または総領事館で取得できます。在留証明による確認の場合は、在留証明願の「申請者の本籍地」欄について地番までの記載および「上記の場所に住所（または居所）を定めた年月日」欄の記載がされたものが必要となります。在留証明取得のための必要書類など詳細については証明を受けようとする日本大使館等にお問い合わせください。

（※2）日本の本籍地で取得できます。戸籍の附票の写しによる確認の場合は、本籍地の地番までの記載がされたものが必要となります。戸籍の附票の写し取得のための詳細については、本籍地の市区町村にご確認ください。

（※3）「在留証明」または「戸籍の附票の写し」の作成日時点において、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所または居所を有すること」が「在留証明」または「戸籍の附票の写し」によって免税店が確認できる必要があります。

令和5年（2023年）4月以降の一時帰国時に免税購入をご希望される場合は、帰国前に在留証明を取得、または帰国後に戸籍の附票の写しを取得し、免税購入時に取得した書類の原本を免税店で提示することが必要となりますのでご注意ください。

<参考>

免税店では在留証明または戸籍の附票の写しを保管するか、在留証明または戸籍の附票の写しに記載された情報を国税庁へ送信することが法令で求められています。

令和4年度の税制改正について、国税庁のホームページにも記載がございますので、ご参照ください。

国税庁ホームページ（輸出物品販売場制度の改正の概要）（2022年7月末時点）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>